

横浜市加賀原地域ケアプラザ居宅介護支援事業契約書

第1条（居宅介護支援の目的）

横浜市加賀原地域ケアプラザ（以下『事業者』という。）は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むために必要な居宅サービスが適切に利用できるよう、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、当該計画に基づいて適切な居宅サービスの提供が確保されるよう、複数のサービス事業者をご紹介させて頂き、その中で利用者が選択されたサービス事業者との連絡調整その他の便宜を提供します。

第2条（サービス内容）

事業者が利用に対し提供するサービスは次のとおりとし、本契約書に定めるものの他、重要事項説明書に定める内容に基づき、サービスを提供するものとします。

- (1) 居宅サービス計画の作成
- (2) サービス事業所との連絡調整
- (3) 居宅介護サービス計画の実施状況の把握
- (4) 市区町村への連絡・調整等
- (5) 介護保険施設の紹介その他便宜の提供

第3条（契約期間）

- 1：この契約の契約期間は、令和____年____月____日から令和____年____月____日までとします。
- 2：上記の契約期間満了日の7日前までに利用者から更新拒絶の意思表示がない場合は、契約を同一内容で更に介護認定の有効期間延長するものとします。

第4条（居宅介護支援の担当者）

- 1：事業者は、居宅介護支援の担当者（以下『担当者』という。）として介護支援専門員である職員を選任し、適切な居宅介護支援に努めます。
- 2：事業者は、担当者を選任し、又は変更する場合は、利用者の状況とその意向に配慮して行うとともに、事業者の事情により変更する場合にはあらかじめ利用者と協議します。
- 3：事業者は、担当者に対し、専門職として常に利用者の立場に立ち、誠意を持ってその職務を遂行するよう指導するとともに、必要な対応を講じます。
- 4：事業者は、担当者に身分証を常に携行させ、利用者又はその家族から求められた場合は、これを提示させるものとします。

第5条（居宅サービス計画の変更等）

- 1：事業者は、利用者が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望する場合には、速やかに居宅サービス計画を変更するとともに、これに基づく居宅サービスの提供が確保されるようサービス事業者等へ連絡調整等を行います。
- 2：事業者は、利用者が居宅サービス計画（ケアプラン）の範囲内でサービス内容等の変更を希望する場合には、速やかにサービス事業者への連絡調整等を行います。

第6条（サービス提供の記録等）

- 1：事業者は、居宅サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、居宅サービス事業者との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス提供の目標等の達成状況等を評価するとともに、その結果を『居宅サービス共通記録書』等の書面及び電気計算機等により記録し、

利用者に説明の上給付管理表を提出します。

- 2：事業者は、『居宅サービス共通記録書』等の記録を作成完了後5年間は適正に保存し、利用者の求めに応じて閲覧に応じ、又は実費負担によりそのコピーを交付します。

第7条（利用者の解約権）

利用者は、事業者に対しいつでも7日以上予告期間をもって、この契約を解約することができます。

第8条（事業者の解除権）

事業者は、利用者の著しい不信行為により契約を継続することが困難となった場合は、その理由を記載した文書により、この契約を解除することができます。

第9条（契約の終了）

- 1：次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- (1) 第3条の利用者から事前に更新の合意がなされず、契約の有効期間が満了したとき
- (2) 第7条の利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
- (3) 第8条の条件が満たされ、事業者から契約解除の意思表示がなされたとき
- (4) 次の理由で利用者にサービスを提供できなくなったとき
 - 1：利用者が介護保険施設や医療施設に入所又は入院したこと
 - 2：利用者について要介護認定が受けられなかったこと
 - 3：利用者が死亡したこと
 - 4：その他、居宅介護支援事業の継続が困難となった場合

- 2：事業者は、契約の終了にあたり必要があると認められる場合は、利用者が指定する他の支援事業者等へ関係記録（写し）の引継、介護保険外サービスの利用に係る市町村への連絡等の連絡調整を行うものとします。

第10条（損害賠償）

- 1：事業者は、居宅介護支援の実施にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。
- 2：事業者は、利用者の故意又は重大な過失により損害を受けた場合は、その損害賠償を請求することができます。

第11条（秘密保持）

- 1：事業者は、サービスを提供する上で知りえた利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。また、退職後も秘密を保持します。
- 2：あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報提供をすることができます。

第12条（苦情対応）

- 1：利用者は、提供した居宅介護支援に苦情がある場合又は事業者が作成した居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに苦情がある場合には、事業者、市区町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2：事業者は、苦情対応の窓口担当者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申立て、

又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

3：事業者は、利用者が苦情申立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いをしません。

第13条（虐待防止）

虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

1：施設（事業所）における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底する。

2：施設（事業所）における虐待の防止のための指針を整備すること。

3：施設（事業所）において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施すること。

4：前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第14条（契約外条項など）

この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、介護保険法、その他関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者との協議により定めます。

利用者及び事業者は、本契約書及び重要事項説明書の内容について、双方ともに確認し、合意のうえ居宅介護支援の契約を締結しますので、契約が成立したことを証するため、各自記名押印のうえ、各自その1通を保有することとします。

令和 年 月 日

干

（利用者）住所

名前

印

（上記代理人または立会人）

代理人を選任した場合委任状が必要となります

住所

続柄（ ）名前

印

（事業者）住所 横浜市都筑区加賀原1丁目22番32号

事業者名 横浜市加賀原地域ケアプラザ居宅介護支援事業所

管理者名 梅 本 利 枝 子

印

個人情報使用同意書

私（利用者及びその家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1：使用する目的

利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者との連絡調整、介護支援専門員と事業者との連絡調整において必要な場合。

2：使用する事業者の範囲

指定介護サービス事業者及び介護保険外サービス事業者の担当者、及び主治医や医療機関の担当者、並びに介護支援に協力が必要な地域の行政機関や民生委員等の関係機関（団体）の担当者（利用者の介護支援に協力が必要な関係者に限る）及び地域包括支援センターの担当者。

3：使用する期間

令和 年 月 日 から 契約の満了日までとする。

4：条件

- （１） 個人情報の提供は必要最低限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払い、目的外には使用しないこと。
- （２） 緊急を要すると判断した場合は必要最低限の個人情報を上記以外の者に提供することもある。その場合は、相手方に対して、関係者以外の者に漏れることのないよう厳重に注意を促すと共に、速やかに利用者に対して報告すること。
- （３） 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

令和 年 月 日

居宅介護支援事業者

横浜市加賀原地域ケアプラザ居宅介護支援事業所

管理者 梅本 利枝子 様

（利用者）住所 _____

名前 _____ 印 _____

電話 _____

（利用者の家族）住所 _____

続柄（ ） 名前 _____ 印 _____

電話 _____

（利用者の家族）住所 _____

続柄（ ） 名前 _____ 印 _____

電話 _____